

平成 21 年 4 月 27 日

各 位

会 社 名 シャープ株式会社
代 表 者 名 取締役社長 片山 幹雄
(コード番号 6753)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 21 年 4 月 27 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 21 年 6 月 23 日開催予定の第 115 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 太陽電池の利用等による発電及び電気の供給に関する新たな事業への展開に対応するため、事業目的を追加するものです。あわせて、当社グループの事業の状況を勘案し、事業目的の整理を行うものです。(変更案第 3 条)
- (2) 「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成 16 年法律第 88 号。以下、「決済合理化法」といいます。)が、平成 21 年 1 月 5 日に施行されたことに伴い、当社は同日をもって株券を発行する旨の定めを廃止する定款変更決議をしたものとみなされておりますので、当該規定を削除するとともに、その他不要となった単元未満株券の不発行、実質株主及び実質株主名簿に関する規定、文言の削除等、所要の変更を行うものであります。
なお、株券喪失登録簿については、決済合理化法施行日の翌日から起算して 1 年を経過するまで株券喪失登録簿を作成し備え置かなければならないため、附則として所要の規定を設けるものです。(現行定款第 7 条の削除、変更案第 8 条、第 9 条、第 10 条、第 40 条、第 41 条、附則第 1 条、附則第 2 条)
- (3) 社外取締役としてその期待される役割を十分に発揮できる人材を迎えられるよう、社外取締役との間に責任限定契約を締結することを可能にするものです。(変更案第 26 条)
なお、この変更については、監査役全員の同意を得ております。
- (4) 以上のほか、条数の変更を行うものです。

2. 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成 21 年 6 月 23 日 (火曜日)
定款変更の効力発生日	平成 21 年 6 月 23 日 (火曜日)

以 上

変更の内容

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p>(目 的)</p> <p>第 3 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 通信機械器具の製造及び販売 2. 電気機械器具の製造及び販売 3. 電子応用機械器具の製造及び販売 4. 医療機械器具の製造及び販売 5. 計量機械器具の製造及び販売 6. 空調・厨房等ビル、住宅関連設備機器の製造及び販売 7. その他機械器具の製造及び販売 8. 半導体素子、液晶表示装置、太陽電池その他前各号の各種機械器具に付帯関連する装置又は部品の製造及び販売 9. 前各号の機械器具等の設置又はその製造設備に関する工事及び一般建設工事の設計・施工並びに請負の業務 10. ソフトウェアの作成及び販売 11. 前各号の各種機械器具、自動車、自動車用品、家具、スポーツ用品、日用品雑貨等の販売、割賦購入斡旋、賃貸借及び輸出入業務 <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <ol style="list-style-type: none"> 12. 情報通信サービス、情報処理サービス及び情報提供サービス業務 13. 信用保証、金銭の貸付及びファクタリング業務 14. 生命保険の募集及び損害保険代理業務 15. 一般旅行業務 16. 労働者派遣業務 17. 前各号に付帯関連する一切の事業及び業務 	<p>(目 的)</p> <p>第 3 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 2. 3. 4. 5. 6. <p style="text-align: center;">(現行どおり)</p> <ol style="list-style-type: none"> 7. 8. 9. 10. 11. 前各号の各種機械器具、自動車、自動車用品等の販売、割賦購入斡旋、賃貸借及び輸出入業務 12. <u>発電及び電気の供給に関する業務</u> 13. 14. 15. 16. 17. 18. <p style="text-align: center;">(現行どおり)</p>
<p><u>(株券の発行)</u></p>	
<p>第 7 条 当社は、株式に係る株券を発行する。</p>	<p style="text-align: center;">(削 除)</p>
<p>第 8 条 (条文の記載省略)</p>	<p>第 7 条 (現行どおり)</p>
<p>(単元株式数及び単元未満株券の不発行)</p>	<p>(単元株式数)</p>
<p>第 9 条 当社の単元株式数は、1,000株とする。</p> <p>②当社は、第 7 条の規定にかかわらず、<u>単元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りでない。</u></p>	<p>第 8 条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p>
<p>(単元未満株式の売渡請求)</p>	<p>(単元未満株式の売渡請求)</p>
<p>第 10 条 当社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。</p>	<p>第 9 条 当社の株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。</p>

現行定款	変更案
<p>(株主名簿管理人)</p> <p>第 11 条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>②株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</p> <p>③当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、株券喪失登録簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿、株券喪失登録簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</p> <p>第 12 条 } (条文の記載省略)</p> <p>第 26 条 (取締役の責任免除)</p> <p>第 27 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。 (新 設)</p> <p>第 28 条 } (条文の記載省略)</p> <p>第 40 条 (剰余金の配当)</p> <p>第 41 条 当社の剰余金の配当は、毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載又は記録されている株主又は登録株式質権者に対してこれを行う。</p> <p>(中間配当)</p> <p>第 42 条 当社は、取締役会の決議によって毎年 9 月 30 日の最終の株主名簿に記載又は記録されている株主又は登録株式質権者に対し、会社法第 454 条第 5 項の規定による剰余金の配当(以下、「中間配当」という。)を行うことができる。</p> <p>第 43 条 (条文の記載省略) (新 設)</p>	<p>(株主名簿管理人)</p> <p>第 10 条 (現行どおり)</p> <p>② (現行どおり)</p> <p>③当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</p> <p>第 11 条 } (現行どおり)</p> <p>第 25 条 (取締役の責任免除及び社外取締役との間の責任限定契約)</p> <p>第 26 条 (現行どおり)</p> <p>②当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p>第 27 条 } (現行どおり)</p> <p>第 39 条 (剰余金の配当)</p> <p>第 40 条 当社の剰余金の配当は、毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載されている株主又は登録株式質権者に対してこれを行う。</p> <p>(中間配当)</p> <p>第 41 条 当社は、取締役会の決議によって毎年 9 月 30 日の最終の株主名簿に記載されている株主又は登録株式質権者に対し、会社法第 454 条第 5 項の規定による剰余金の配当(以下、「中間配当」という。)を行うことができる。</p> <p>第 42 条 (現行どおり)</p> <p>附 則</p> <p>第 1 条 当社の株券喪失登録簿の作成及び備置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</p> <p>第 2 条 前条及び本条は、平成 22 年 1 月 5 日まで有効とし、同日の経過をもってこれらを削除する。</p>